石巻市都市公園条例の一部改正（案）について

改正のポイント①　＜都市公園法の改正に伴う参酌基準（※1）を条例に規定＞

条例第2条の3第1項

※1 参酌基準：国の基準を参酌して、条例で定める基準

【1】公募対象公園施設の建ぺい率（※2）の特例を規定

- 通常、飲食店、売店等の便益施設の建ぺい率は２％
- 国の基準：公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様10%の建ぺい率上乗せ

★今後の公園利用の活性化に向け、公募対象公園施設の建ぺい率の上乗せ上限分を10%に規定

条例第2条の3第2項

※2 建ぺい率：**建築物の建築面積**の当該都市公園の敷地面積に対する割合
※ 公募対象公園施設：飲食店・売店などの便益施設等

【2】運動施設率（※3）の上限を規定

- 国の基準：従前の都市公園法において、運動施設率は５０%を超えてはならないとされていた。
- 都市公園法施行令の改正において、上記の運動施設率が参酌基準化された。

★市営都市公園における状況に照らし、都市公園敷地に対する運動施設の割合の上限を50%に規定

※3 運動施設率：都市公園に設ける**運動施設の敷地面積の総計**の当該都市公園の敷地面積に対する割合

資料3